

## 目 次

---

市長公室	4
総務局	6
財政局	8
市民局	9
環境局	11
健康福祉局	13
観光交流局	18
産業局	19
都市局	22
都市拠点整備本部	24
建設局	25
下水道局	27
水道局	28
消防局	29
教育委員会	30
選挙管理委員会事務局	33

2016年9月30日

姫路市長 石見利勝様

日本共産党姫路市議員団

団長 谷川 真由美

## 2017年度予算編成に対する要望書

2016年4～6月期の国内総生産(GDP)は2次速報値で実質0.2%増にとどまりました。GDPの6割を占める個人消費は0.2%と、わずかながらも上昇したことでありますが、生活実感に近い名目値で見ると、個人消費は0.1%減です。安倍政権が進めた「円安加速」、消費税増税、社会保障の切り捨てで家計が深刻な打撃を受けていることは明らかです。

一方、2017年度の予算編成にむけた各省庁の概算要求が出揃いましたが、概算予算の総額は101兆円台の半ばの見込みで3年連続100兆円を突破しています。とりわけ、大型開発など公共事業費と軍事費が大きく増えています。社会保障費は、概算要求でも抑制しましたが、さらに査定で削り込もうとしています。

アベノミクスによって格差と貧困が大きく広がり、特に子どもの貧困率は16.3%と先進国の中では、アメリカに次いで2番目の高さとなっています。児童虐待も子どもの貧困に、比例するかのように増大しています。また、少子高齢化も一層進展しています。

こうした社会状況の下、子どもの貧困対策や子育て支援の充実によって、安心して子どもを生み育てられる環境整備が求められています。さらに、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い円滑な移行、地域包括ケアシステムの構築など安心して介護が受けられる環境整備も求められています。医療分野については、現在、兵庫県によって、新県立病院の基本計画が策定されていますが、姫路市と

して、市民の医療と介護に責任を持ち、そのため、県に対してはしっかり意見を上げていくことが重要と考えます。姫路駅周辺の整備事業においては、コアゾーン、イベントゾーンでの各整備事業が進められていますが、特に学校法人獨協学園が提案している医療系高等教育・研究機関については、情報公開、説明責任が求められています。

また、平和行政についても、安全保障関連法の強行成立によって、海外での武力行使が可能となるなか、自治体として平和行政の取り組みが一段と大事になってきています。

このような中、税金の使い方が大きく問われています。成熟社会を迎えている今、大企業呼び込み型の予算と決別し、地方自治の本旨である住民福祉の一層の向上に軸足を置いた予算編成となることを求め、ここに提案させていただきます。

# 市長公室

---

- 1 市内各地域で市長と市民が直接対話できる行政懇談会を開催すること。
- 2 憲法を遵守し、市民の生存権を守り抜くことは、地方自治体の使命である。世界に誇る憲法9条を守り、戦争する国づくりを進める安保法制の廃止を国に求めること。
- 3 道州制につながる地方創生ではなく、住民生活を支援する地方再生を進めること。
- 4 播磨圏域連携中枢都市圏ビジョンの推進にあたっては行政サービスを後退させず、住民自治を守ること。
- 5 「まちづくりと自治の基本条例」の趣旨にそって市民啓発を行い、憲法に基づく住民自治を保障すること。
- 6 非核平和宣言都市・平和首長会議加盟の自治体として、平和行政をさらに推進すること。
  - ① 福島第一原発の事故を受け、非核平和都市宣言文の内容を今日の情勢に見合った文言に見直すこと。
  - ② 姫路港に「非核神戸方式」を取り入れるよう県に申し入れること。
  - ③ 平和首長会議の提案する取り組みには積極的に参加すること。
  - ④ 都築正男平和賞を創設し、平和運動の貢献者を顕彰することによって、平和を願い行動する人を支援し、平和への協同の取り組みを広げること。
  - ⑤ 市民の平和への取り組みを支援すること。
- 7 イベントゾーンでの医療系高等教育・研究機関の設置にあたっては情報公開・市民参画で推進すること。
- 8 姫路城ミュージアムについて市民的論議を行い、情報公開で進めること。
- 9 災害等危機発生に対しては、市民の安全・安心を守るために危機管理マニュアルに従って迅速な対応を行い、情報伝達手段の改善を図ること。
- 10 最新の地震被害想定に基づき、姫路市地域防災計画の見直しを進めること。

- ① 防災意識向上のため、啓発活動を充実し、推進すること。
  - ② 町別単位の「ハザードマップ」を住民参加で作成すること。
  - ③ 避難所開設時の体制強化を図るとともに、運営にあたっては男女共同参画の視点から避難所運営マニュアルを見直すこと。
  - ④ 一時緊急避難所のバリアフリー化を徹底させること。
  - ⑤ 防災会議の女性委員比率を高めること。
- 11 土砂災害警戒区域内にある避難所を見直すこと。花崗岩地域（青山・飾東）の土質調査を行い、必要な情報を住民に周知すること。
  - 12 水門、防潮堤などの安全、機能の点検を含む防災体制を強化すること。また、災害時には早期に被害状況を把握し、他局と連携し、改善対策を図ること。
  - 13 山崎断層をはじめ、西播磨の活断層の系統的な調査を国・県に強く働きかけること。また、関係機関に情報公開を求めること。
  - 14 交差点の安全を確保するために、市内全交差点の総点検を図り、信号機の設置及び交通標識の改善を早急に行い、特に盲人用信号機の拡充改善を図ること。
  - 15 姫路市のホームページについて、より検索しやすくするとともに、内容についてもわかりやすく改善すること。
  - 16 永住外国人（特別永住者を含む）に地方参政権を与えるよう国に求めること。

# 総 務 局

---

- 1 住民犠牲の自治体リストラ「行財政改革プラン」の推進をやめ、憲法が定める「地方自治の本旨」に基づき、真に住民本位の市政推進に努めること。
- 2 「公共施設等総合管理計画」を進めるにあたっては、住民の意見を尊重し、サービスの低下を招かないこと。
- 3 公務員労働者の生活を直撃し、民間の賃下げ推進につながる、職員の賃金引下げは行わないこと。
- 4 臨時職員は一時的業務に限定し、正規職員の代替にしないこと。
- 5 職員定数の完全充足を図り、長期出張者・休職者の代替配置を行うなど職員の労働強化と、市民サービス低下にならない措置を講じること。
- 6 地方分権一括法による法定受託事務の増加に見合う職員の増配置を行い、ワーク・ライフ・バランスを推進すること。
- 7 職員の健康・快適な職場環境形成のため法令に基づく産業医を配置すること。
- 8 非正規職員の時間給を1,000円以上に引き上げる等、待遇改善を図ること。
- 9 社会福祉事業団などの外郭団体職員の労働条件を改善すること。
- 10 「姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例」を活かし、適切な研修を行い、不祥事の根絶を図ること。
- 11 職員・退職者の人事にあたっては外郭団体を含め、現場を調査し適正な人数・人材配置を行うこと。
- 12 「姫路市男女共同参画推進条例」に基づき、女性管理職の積極的登用及び男性職員の育児休業取得の向上など、人事・研修を通じて推進すること。
- 13 監査は、より公正・中立・透明度の高い審査をめざすこと。
- 14 監査の結果を尊重し、積極的な改善に取り組むこと。
- 15 公益通報制度の有効活用を図るとともに、必要な権限をもつオンブズパーソン（行政監視員）制度を新設すること。

- 16 指定管理者制度導入については、公共性、専門性、継続性やサービス水準確保、会計の透明性など、十分に配慮して対応すること。
- 17 マイナンバー制度については、その危険性を市民に十分周知し、3分野98事業以外には拡大しないこと。あわせて市民から預かった情報や職員などの情報管理を厳格に行うこと。

# 財 政 局

---

- 1 消費税の10%引き上げを許さず、食料品非課税を政府に強く求めること。また、国民生活を圧迫する国の各種公共料金値上げに反対するとともに、市の公共料金値上げも行わないこと。
- 2 白色申告であっても家族従業員の給料が経費と認められるよう、所得税法56条の廃止を国に求めること。
- 3 予算編成にあたっては「環境・福祉・教育」型の成熟社会にふさわしい予算編成を行うこと。あわせてこれまでの大企業呼び込み型ではなく地域経済活性化を推進する予算編成に努めること。
- 4 談合・不正を生む入札制度の改善と、地元中小企業優先の条件付き一般競争入札を拡大し、民主的で公平・透明な入札制度を確立すること。
- 5 低入札価格競争による下請け業者、労働者へのしわ寄せを防止する入札制度になるよう改善すること。
- 6 公共工事については市内の中小零細業者への優先発注、分離・分割発注により、発注金額比率の一層の向上をめざすこと。
- 7 市発注の公共工事や業務委託などの「公契約」に携わる労働者については、市長が最低賃金を定め、下請け、孫請けを問わず、適切な賃金を確保すること。  
なお、国に対し、「公契約法」の制定を求めること。

# 市 民 局

---

- 1 「姫路市男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画を積極的に推進すること。特に、附属機関等の委員その他の構成員の委嘱、任命等をしようとする場合には、男女それぞれの構成員の数がその総数の10分の4以上となるよう努めること。
- 2 地域改善特別措置法の終了にともない、地区総合センターの職員配置の見直しなど、全ての特別対策事業は廃止すること。また、「部落差別の解消の推進に関する法律案」の廃案を求めること。
- 4 年齢で差別する「後期高齢者医療制度」の廃止と、70～74歳の医療費窓口負担を1割に戻すよう、国に求めること。
- 5 特定健診のガン検診も含めて検診項目を増やし、受診率向上を図ること。
- 6 来庁者への窓口対応はわかりやすく、ていねいに努めるなど一層の改善を図ること。
- 7 おめでとう赤ちゃん事業の拡充を図ること。
- 8 国民健康保険制度については以下のことに取り組むこと。
  - ① 国保料の引き下げのため、国に対して補助率を元に戻すよう、強く求めること。あわせて県補助金の増額を求めること。
  - ② 一般会計からの繰り入れは保険基盤安定繰入金等、決められたものだけでなく、実態に即して保険料が下がるように繰り入れを行うこと。
  - ③ 国保料の滞納者に対する短期証・資格証明書の発行をやめ、全ての被保険者の手元に保険証を届けること。
  - ④ 国保運営協議会の委員の選出にあたっては広く意見を聞くために、公募の人数を増やし、国保被保険者の比率が高い団体の代表を加えること。
  - ⑤ 国保の広域化にともない、保険料の引き上げを行わないこと。
  - ⑥ 国保料の減免制度を一層拡充し、国保の「一部負担金減免制度」の周知徹底と運用改善を図ること。

- ⑦ こどもの医療費無料化にともない、国庫負担の減額を課すペナルティの廃止を国に求めること。
- 9 国民年金保険料の引き上げや支給開始年齢引き上げなどの制度改悪をやめ、最低加入期間の引き下げや最低保障年金制度の創設を国に求めること。
- 10 国民年金免除対象者に対し、免除申請の指導を強め、無年金者をなくすよう努めること。
- 11 市民会館・市民センター等の老朽化した机・椅子等の備品については順次新しいものと交換すること。
- 12 マイナンバー制度は市民の利用強制を行わないこと。市民からマイナンバーカード制度に係る相談対応もできるよう職員の研修を行うこと。
- 13 自衛官適齢者名簿の提供は中止すること。

# 環 境 局

---

- 1 原発からの即時撤退・地球温暖化防止の立場から、太陽光発電など自然エネルギーの活用を促進させるため、国・県に助成の拡充を求めるとともに、市独自助成の拡充を図ること。また、公共施設の新築・大規模改修時には太陽光発電を設置すること。
- 2 原発ゼロの政治決断を国に求めるとともに、市独自で再生可能エネルギー・自然エネルギーの活用を図る具体策を進めること。
- 3 姫路市環境アセスメント条例を制定すること。
- 4 市内の環境調査については、大気・土壌・水質・海水・海底の調査地点・回数を増やすこと。
- 5 公害防止条例を抜本的に改正し、企業責任の明確化、有害物質の総排出量規制の早期実現、企業負担による無過失賠償責任制の確立、住民の調査権、行政措置請求権など住民参加の公害防止行政を進めること。同時に、全ての環境に関わる情報の公開を行うこと。
- 6 降下煤塵の規制基準を定めることを国・県に求めること。市独自に定めている「好ましい環境条件の目安値（1k m<sup>3</sup>当たり月3トン）」を厳守させること。
- 7 市内の工場及び車両等の排出するCO<sup>2</sup>を把握・公表し、削減目標を達成するよう監視・指導すること。
- 8 市内の産業廃棄物処理業者などの焼却炉について、ダイオキシン類等大気・土壌・排水の第三者による調査を義務づけること。
- 9 市川美化センターの焼却炉から発生するダイオキシン類を削減すること。  
できるだけ早い時期に新設炉厚労省基準（0.1ナノグラム）の達成をめざすこと。
- 10 「エコパークあほし」の安全対策については、今後とも建屋下を含めメタン・硫化水素等の有害物質や地盤沈下の測定と公表を継続するなど、強化を図るとともに、地震等災害への対策も強めること。

- 11 市内の産業廃棄物多量排出元事業者に対して、産業廃棄物の減量化・資源化の目標と実績を明確にさせること。また、市としても指導・監督を強化すること。
- 12 産業廃棄物処理行政においては姫路市産廃処分場施設設置条例を生かし、住民への説明を徹底させるなど、業者に対して適切な指導をすること。
- 13 産廃処理業者への行政処分・立ち入り検査等については環境省通達に基づき厳格に行うこと。
- 14 リサイクルにおけるエコタウン事業については、環境調査を行い、情報公開と住民参画によって、環境保全・住民の安全と健康を守ること。
- 15 くれさかなど、焼却施設は一極集中ではなく、環境やコストの面からも分散型で維持すること。
- 16 循環型社会をめざすため、電動式ゴミ処理器以外にも購入助成対象を拡大すること。
- 17 空き缶・ビン・ペットボトルなどの回収を企業の責任で行わせるよう国に強く求めるとともに、市独自の条例をつくること。
- 18 ゴミステーションを安全な場所に設置するために用地を確保し、ステーション整備を行うこと。
- 19 一人暮らしの高齢者・障害者のために可燃ごみの個別収集を行うこと。
- 20 ゴミ・廃棄物の不法投棄防止のためパトロールを強化し、適切な行政指導を行うこと。
- 21 砂浜など、自然環境の保全を進めるため積極的な施策を進めること。  
大塩・的形・白浜の砂浜海岸の保全対策を強化し、海浜植物や生物を守る具体的施策を進めること。
- 22 公共施設での雨水利用の促進を図ること。
- 23 一定の規模を超える太陽光パネルの設置については、自然環境との調和を図ることを目的にした条例を制定すること。

# 健康福祉局

---

- 1 市のこども医療費助成制度において所得制限の撤廃を行うこと。国・県に対しては、子どもの医療費を中学校3年生まで完全無料化することと、ペナルティを課さないよう求めること。
- 2 「障害者総合支援法」については、国と訴訟団との「基本合意」や「障害者制度改革推進会議の骨格提言」を生かし、障害者本人や家族の願いを反映させる見直しを国に求めること。
- 3 配偶者暴力相談支援センターの周知を図り、被害者の救済と自立支援のため関係機関との連携を図るとともに、加害者更生のための取り組みを国に求めること。
- 4 新県立病院の整備にあたっては、医師不足で十分な救急対応ができないなど、中播磨・西播磨圏域が抱える医療課題にしっかり対応できる拠点病院にすること。また、市南西部の医療空白を作らないよう県に求めること。あわせて、新県立病院の整備候補地の受け入れなど、計画の推進にあたっては市民への情報公開・説明責任を果たし、ていねいな議論を行うこと。
- 5 地域医療・救急医療・僻地医療など行政の責任を果たすため、姫路市として医療計画を策定すること。
- 6 休日・夜間急病センターの医師・看護師の待遇改善を図るなど、人員体制を強化すること。
- 7 妊婦健康診査費助成制度については、一定改善されたが、さらなる拡充を図ること。
- 8 災害見舞金について周知徹底を図るとともに床上浸水などの支給額を引き上げること。
- 9 保健所機能の充実を図るとともに、保健師等専門職の増員を行い、市民の健康相談・健康指導など保健サービスを充実させること。
- 10 はり・きゅう・マッサージの無料制度を拡充し、周知徹底すること。

- 11 障害者差別解消法に基づき、自治体として、職員の対応要領を策定するとともに、市民啓発を推進すること。
- 12 障害者については65歳以上になっても障害者総合支援法を優先させること。
- 13 障害者の訪問入浴サービスにおいては、回数を拡充し、18歳未満においても利用できるようにすること。
- 14 重度心身障害者を対象とした生活介護事業を市内東部・南部においても展開すること。
- 15 高齢者バス等優待乗車制度においては、介護度に関係なくタクシーも選択肢に加えること。
- 16 各自主防災会の要援護者台帳作成にあたっては、指導・援助を行い、災害弱者の登録漏れがないよう、市が責任を持って対応すること。
- 17 福祉避難所の広報・周知を徹底させるとともに、指定個所を拡充すること。
- 18 介護保険制度について、次の事項を国に求めること。
  - ① 国庫負担割合を現在の四分の一から、制度発足前の二分の一に引き上げ、低所得者への減免制度を拡充すること。
  - ② 保険料徴収年令の引き下げと利用料金の引き上げは行わないこと。
  - ③ 特養ホームなどへの補助金引き下げをやめ、必要に応じて施設建設を行うこと。
  - ④ 介護報酬の適切な引き上げによって、介護労働者の労働条件の改善を図ること。
  - ⑤ 要介護1・2の保険給付はずしは行わないこと。
- 19 介護保険事業推進にあたって、次の措置をとること。
  - ① 保険料は低所得者に配慮して減免・軽減制度の拡充を図ること。
  - ② 介護認定にあたっては、高齢者の生活実態を正しく反映し、認定を素早く行うこと。
  - ③ 第6期計画に基づき、特養ホーム・小規模多機能・グループホームなど施設の整備を推進すること。
  - ④ 第6期計画に基づき、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や夜間対応型訪

問介護などのサービスを確保すること。

- ⑤ ペナルティによる利用制限の対象者には、特別対策をとり、利用制限がないよう改善を図ること。
- ⑥ 住民の立場に立った公正、公平な事業推進のために、オンブズパーソン制導入など、第三者機関によるチェック体制を強めること。
- ⑦ 食費・居住費の全額自己負担制度に関して、市独自の負担額軽減制度を拡充すること。
- ⑧ 介護予防・日常生活支援総合事業は、姫路市の責任で利用者のサービス低下を招かないよう実施すること。

19 在宅高齢者介護手当は堅持すること。

20 「子どもの権利条約」と児童福祉法の理念に基づいて、「子ども・子育て支援新制度」については、保育の公的責任を果たし、保育料金については保護者の負担を軽減すること。また第2子については無料化を図ること。

21 保育所職員の最低配置基準の見直し・処遇改善を図ること。

22 認可保育所については保育単価を引き上げるとともに、夜間・休日実施園を拡充するとともに、運営費助成を増額すること。

23 児童虐待防止のため、相談・支援活動を充実し各機関との連携を図るなど対応を強化すること。

24 病児・病後児保育の広報・周知を図るとともに、拡充すること。

25 子どもの貧困対策の一環として、子どもを犯罪などから守るため、食事も提供する「子ども食堂」など地域の居場所づくりに財政支援を行うこと。

26 生活保護の申請が急増している事態に対し、国庫負担率堅持を求めるなど、憲法に基づく適正な生活保護行政を確立すること。

- ① 受給を求める市民には、申請用紙を窓口置き、申請しやすくすること。
- ② 申請書提出以前に、個人のプライバシーに関する事柄を問いただすようなことを止めること。
- ③ 緊急援護資金を増額し、申請手続きを簡素化すること。
- ④ 住宅扶助基準引き下げに対しては厚労省の経過措置の通知を活かし、転居

を強制しないこと。

⑤ ケースワーカーの配置については国基準を守り、就労支援など自立支援を行うこと。

⑥ 冬季加算の削減を行わないこと。また夏季加算を国に求めること。

27 生活困窮者世帯の子どもへの学習支援事業を拡充すること。

28 「成年後見制度」は助成制度を拡充し、市長申し立てなど、利用しやすくすること。

29 好古園などの市の施設入場料は、要介護者の介助員を無料にすること。

30 石綿（アスベスト）の健康被害対策は以下の措置をとること。

① 石綿製品の製造及び使用した企業・事務所を調査し、その結果を公表し、企業に対して平成17年7月15日付け、厚生労働省通達（通715002号）通りに従業員及び退職者に健康診断の実施や石綿健康管理手帳の申請や労災手続きの説明を行うよう指導すること。

② 石綿製品の製造及び使用した企業・事務所の作業従事者や周辺住民などの健康被害について誠意をもって対応するよう指導すること。

31 貯水槽簡易水道の検査は100%実施すること。

32 社会福祉法人をはじめ補助金を出しているところには、監査体制を強化し厳正な監査を行うこと。

33 JRの高架駅（京口）・山陽電車の高架駅（西飾磨駅、夢前川駅）にエレベータの設置を行うこと。

34 放課後児童クラブは児童福祉法に則り、次の施策を推進すること。

① 運営は市が責任を持ち、希望者のいる小学校の全てで実施すること。

② 指導員の研修は全員を対象にし、内容を改善し充実すること。

③ 時間給の増額など指導員の待遇改善を図ること。

④ 保育時間と指導員の勤務時間に差を設けるとともに、配置については30人までは2人、それ以上は15人ごとに1人加配すること。

⑤ 午後7時までの開設時間の延長を全てのクラブで行うこと。

⑥ 長期休業期間の開設時間を早めること。

- 35 障害児の豊かな放課後と保護者の就労支援のために、放課後デイサービス・タイムケア事業等の拡充を行うこと。
- 36 太平洋戦全国戦災都市空爆死没者慰霊塔の管理のあり方については、情報公開・市民参画でいねいな議論を行うこと。

# 観 光 交 流 局

---

- 1 国際観光都市として世界文化遺産・国宝「姫路城」を生かした観光政策を全国・世界に発信し、市民主役で魅力ある地域づくりを進めること。
  - ① 姫路城を核とし、書写山圓教寺、雪彦山など特色ある文化・歴史遺産をはじめ瀬戸内海国立公園に位置する家島諸島など豊かな自然景観や歴史・文化を生かした観光政策を打ち出すとともに地域の特産品と食を生かした観光振興を進めること。
  - ② 姫路城周辺は、お城と一体感のある城下町観光ゾーンと位置づけ、大手前通りの景観整備を推進すること。
  - ③ 観光客の誘致や「おもてなし」のため、案内機能充実・道路標識の改善・清掃美化を図ること。
- 2 「姫路城平成中期保存修理計画」に基づき、お城の保存整備を推進すること。
- 3 新文化センターの建設にあたっては「姫路市文化振興ビジョン」に基づき、姫路市民の文化活動など文化振興の拠点となるよう整備すること。
- 4 コンベンションホールの建設に向けて、都市を活性化させる装置として有効なMICEの誘致を推進すること。
- 5 滞在型観光を推進するため、夜のイベントやナイト観光を開発し、PRすること。
- 6 動物園の移転にあたっては十分な市民論議をふまえて進めること。
- 7 「姫路市スポーツ推進計画」に基づき、市民が気軽にスポーツに親しみ、体力の向上が図られるよう取り組むこと。
- 8 世界遺産姫路城マラソンの開催にあたっては、市民参画・おもてなしの心で行うとともに、全国により一層姫路を発信すること。
- 9 山陽網干駅前副核の名にふさわしく、休憩所とトイレを備えた案内所を設置すること。

# 産 業 局

---

- 1 正規と非正規労働者の「均等待遇」のルール確立を国に求めること。
- 2 労働者派遣法を抜本的に改正し、派遣労働者保護法を作るよう国に求めること。
- 3 工場立地促進条例は、限度額を設定するなど大企業優遇を見直すこと。
- 4 ブラック企業根絶のため、新規採用など、仕事量に見合う雇用を確保するよう市内企業に要請すること。
- 5 就職が困難な若者・社会的弱者に雇用機会を増やすよう企業・事業所にも要請するとともに、市としても公的就労機会を拡大すること。
- 6 ブラックバイト根絶のため、高校生・大学生などに労働関係法令の啓発を推進すること。
- 7 労働組合地域センターへの助成及び各種審議会等の委員の選出にあたっては、全ての労働団体に対し公平に行うこと。
- 8 小規模企業振興基本法に基づき、中小企業振興条例を制定し、中小零細業者の支援をすること。
- 9 市内の中小零細業者の営業とくらしを守るために、特別の「相談窓口」を設置し、多重債務者・融資の斡旋・下請け業者の保護・官公需の紹介などの対策を強化すること。
- 10 無担保・無保証人融資制度の限度額を引き上げ、貸し付け期間を延長するとともに、中小業者がより利用しやすいよう改善すること。
- 11 地域経済活性化のため、住宅リフォーム助成制度・店舗リニューアル助成制度を創設し、地元中小零細業者の育成に努めること。
- 12 「中心市街地活性化基本計画」に基づいてその振興を図ること。
- 13 姫路駅北にぎわい交流広場の運営にあたっては、透明性・公平性をたもち、市民の憩い・交流・活性化の場となるよう努めること。
- 14 地場産業振興のため、中核的役割を担う西播地域地場産業振興センターを支

- 援し、皮革関連及び鎖・ナットなど地元産業の技術・デザインの向上、新商品・新技術の開発、市場開拓、公害防止など教育・研修情報提供を行うこと。
- 15 生産拡大への助成措置を一律に削減・禁止している条項を削除し、WTO農業協定を根本から見直すよう国に求めること。
- また、地域の農林水産業を守るためにもTPPに批准しないよう国に強く求めること。
- 16 市として農業の振興を図るため次の施策に取り組むこと。
- ① 生産を続けられる米価対策を国・県に求めること。
  - ② 若い新規就農希望者や定年退職後の就農希望者に技術指導や経営指導・生活支援などを行うこと。
  - ③ 地場産農産物を育成し、品質のよい特産品として伝統野菜の生産地を支援すること。
  - ④ 遊休農地を市民農園や福祉農園・学童農園など農業を体験できるよう有効活用を図ること。
  - ⑤ 市街化区域でも農業が続けられるよう、生産緑地制度を導入し、固定資産税を軽減すること。
- 17 鳥獣被害の実態を調査し、被害に応じた対策を行うこと。
- 18 森林整備に対する行政責任を明確にし、森林の持つ多面的機能を将来にわたり持続的に発揮できる施策を推進すること。
- 19 瀬戸内海を漁場にもつ自治体として、藻場の育成・磯浜復元などを進めること。
- 20 栽培漁業センターを強化し、漁業協同組合とも連携しながら「つくる漁業、育てる漁業」をさらに発展させること。
- 21 瀬戸内海の家苔の色落ちについて、国・県・市が共同で原因調査を行い、改善に取り組むこと。
- 22 農林水産業に対する台風・集中豪雨などによる農作物被害、農機具・資材・船や漁具などの被害補償を拡充するよう国に求めること。
- 23 瀬戸内の環境を守るため、これ以上の埋め立てを行わないよう県に求めること。

と。

24 誰でも気軽に親しめるふれあいの場として、海水浴場の整備など、海岸線の保全・整備を行うこと。

25 姫路中央卸売市場の移転については次のことを行うこと。

- ① 仲卸業者などの市場使用料については、激変緩和措置を講ずること。
- ② 仲卸業者等利用者の要望・相談等に十分対応すること。
- ③ 移転先予定地の土壌汚染については、情報公開・説明責任を果たし、土壌汚染対策等専門家会議の意見を尊重し、市民の食の安全を図ること。

26 「動物施設のあり方検討部会」の報告書に基づき、殺処分を行わない「動物愛護センター」の設立など、動物愛護行政の推進を図ること。

# 都 市 局

---

- 1 まちづくりにあたっては、「姫路市都市計画マスタープラン」に基づき、市民・地域住民の声を尊重しながら進めること。
- 2 便利なところに市営住宅を建設し、国庫補助を増やすよう要求し、若年単身者も入居できるよう改善すること。
- 3 民間住宅の借り上げも含め、高齢者及び障害者用の住宅を増やすこと。
- 4 市営住宅について以下の対策を講じること。
  - ① 老朽化した市営住宅については順次建て替えること。
  - ② 空き室の改修を急ぎ、入居待機者を減らすこと。
  - ③ 台所の流し台・風呂場・トイレなど室内設備については、県と同様、耐用年数の基準を設け、順次取り替えること。
  - ④ 老朽水道管及び排水管を早急に取り替えること。
  - ⑤ 家賃減免制度の拡充を図ること。
- 5 特定目的住宅（旧地域改善住宅）の入居申し込みは、全て住宅課で行うこと。
- 6 「姫路市総合交通計画」に基づき、パークアンドライドシステム・コミュニティバス・レンタサイクル等、小規模でも可能な所から拡充・推進すること。また、JRと山電の各駅及び公共施設に、駐輪場・レンタサイクルを設置し、自転車の利用促進を進めること。
- 7 播但線・姫新線については、車両編成を増やし山陽本線との接続の改善を図るなど利便性の向上をJRに求めること。
- 8 住民が安心して暮らせるまちづくりのために、パチンコ店及びゲームセンター、場外賭博券売り場等の規制に関する条例を制定すること。
- 9 需要予測の甘い「播磨臨海地域道路網構想」の計画推進は、中止すること。
- 10 戸建て住宅耐震化を推進するため、耐震改修促進事業の周知と補助金の拡充を図ること。
- 11 公共施設の耐震調査を促進し、建て替えや補強工事を急ぐこと。

- 12 JR網干駅前地区土地区画整理事業については、審議会・まちづくり協議会や地域住民の声を尊重し、進めること。
- 13 空き家になった都市景観重要建築物を地域の歴史・文化・伝統を継承する博物館に活用する等、歴史的価値の高い建物を後世に残す取り組みを進めること。
- 14 老朽危険空き家対策については、制度の周知を図るとともに、柔軟な対応をすること。
- 15 都市の豊かな緑を守るため、「生産緑地制度」を導入すること。

## 都市拠点整備本部

---

- 1 姫路市都心部まちづくり構想の推進については、21世紀にふさわしい福祉・教育・環境を基本におき、中心商店街・地下街・駅西地区などと連携を図り、回遊性あるものとする。
- 2 コアゾーン・イベントゾーンなど駅周辺整備にあたっては、徹底した情報公開と市民参画を進めること。
- 3 文化コンベンション施設の整備にあたっては世界文化遺産姫路城のある都市にふさわしいデザイン性と、市民や利用者にとって使いやすい一定レベルの水準をもった施設とすること
- 4 南駅前広場の整備にあたっては北駅前広場整備の反省をいかし、雨に濡れない、見えやすい点字ブロックや十分な送迎スペースの確保など、全ての人に優しく利用しやすい駅南広場にする。
- 5 駅南土地地区画整理事業は住民の合意と納得のもと、スピード感をもって進めること。
- 6 姫路—英賀保間の新駅設置を具体化するようJR西日本と協議を進めること。
- 7 御着駅の利便性を図るため、御着駅南側の安全性・利便性をはかること。
- 8 イベントゾーンの高等教育研究エリアの土地の提供については情報公開・説明責任を果たし、ていねいな議論を行うこと。
- 9 「姫路市鉄道駅周辺整備プログラム」に基づき、駅舎のバリアフリー化を推進すること。

# 建設局

---

- 1 県道太子御津線・大江島太子線・龍野線・宮田線の太子町域・夢前 川右岸線の道路整備については早期実現を県に求めること。
- 2 市道鹿谷田線・網干17号線・都市計画道路城北線の道路整備の早期実現を図ること。
- 3 全ての公共施設は高齢者・障害者が利用しやすいようにエレベータ・多機能トイレなどを設置し、バリアフリー化を推進すること。
- 4 市道の舗装・改修については市の責任で計画的に行うこと。
- 5 車イスが通れる幅をもつ歩道の整備を進めるとともに、段差解消や傾斜にも配慮し、誰もが安心して歩けるまちづくりを進めること。
- 6 「姫路市自転車利用環境整備基本計画」及び「姫路市の歩行者・自転車の安全・快適化計画」に基づき、自転車環境の整備を進めること。
- 7 「姫路市自転車等の駐車秩序に関する条例」に基づき放置自転車対策を進めるとともに駐輪場の整備を推進すること。
- 8 住民の安全安心のため、街路灯・カーブミラー等の整備を推進すること。また、歩道確保のため、側溝のふた掛け・危険防止柵など安全対策を推進すること。
- 9 都市計画の公園整備については住民意見を尊重し、精査を行うとともに、必要な所から早期に整備を進めること。
- 10 手柄山中央公園の整備基本計画の策定にあたっては、市民や関係団体などの意見を尊重し、進めること。また、新たな公園が整備された後には、平和を発信できる名称に改めること。
- 11 公園の遊具・砂場の管理を徹底し、除草やゴミ清掃をはじめ、各種設備（水洗・多機能トイレ）の整備を図り、あわせて公園管理費の見直しを行うこと。
- 12 「姫路市バリアフリー基本構想」に基づき、道路・公園などは、多機能トイレなどを設置し、バリアフリー化を推進すること。

- 13 浜手緑地公園の整備を図り、木の枝払いや清掃は、実態に応じて回数を増やし、ベンチや備品の修理と増配備を行うこと。
- 14 街路樹の剪定については市の責任で計画的に行うこと。
- 15 垣内公園の周辺道路の整備を早急に実現すること。
- 16 夢前中学校への進入道路の夢前中学校東線は、通学路にもかかわらず狭隘で事故が多いことから生徒と住民の安全のため、歩道を確保した道路に早急に整備・改善を行うこと。
- 17 河川公園を守るため管理体制の抜本的な改善を図ること。
- 18 市内の公共コンクリート構造物施設、特に1960年代以降の建設物を調査し、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、危険度の高いものから、順次修繕を行うこと。
- 19 河川のり面や市管理地の除草を年2回以上すること。

# 下水道局

---

- 1 下水道料金の値上げは行わないこと。
- 2 老朽下水道管の対策については、長寿命化計画を策定し、順次改築・更新を進めること。
- 3 旧市街地など、合流式の下水道は分流式に切り替えるとともに浸水対策を進めること。
- 4 皮革排水処理を事業者負担の原則をまげて公共下水道事業に組み入れた国・県の責任は重大である。皮革排水処理の市民負担をなくすため、原因者負担を基本としつつ、国・県の大幅な補助を求めること。
- 5 井戸水など地下水の使用事業者に対しては、下水への排水量を測定し適正な使用料金を求めること。
- 6 河川排水ポンプ場の施設整備（蟠洞川など）を行うこと。また、無停電装置を設置するなど、停電対策を促進すること。
- 7 集中豪雨による市内各地の水害防止・浸水対策を講じること。
  - ① 浸水地域をきちんと把握し、計画的に改善を図ること。
  - ② 市川など堤防が低い部分については、堤防のかさ上げを行うよう県に要望すること。
  - ③ 浸水対策のため、土砂の浚渫工事を進めること。
  - ④ 排水路の地元負担については、軽減を図ること。
  - ⑤ 今在家・地蔵川・吉美など、改善が必要な排水ポンプ場の増強を進めること。
- 8 市内各河川の管理を強め、プレジャーボートなどの不法繫留をなくすこと。
- 9 播磨高潮対策事業のうち、夢前川・水尾川合流点の漁船等の停泊地整備を早期に行うよう県に求めること。
- 10 揖保川について学べるような場所を、あぼしまち交流館内等に地域と共同して作ること。

# 水 道 局

---

- 1 水道料金の値上げを行わないこと。
- 2 大規模事業者の地下水取水については、条例等を策定し、一定の規制を図ること。
- 3 県水道用水供給事業の長期責任受水制の再検討を要求し、二部料金制の撤回を県に求めること。
- 4 市民に安全で良質な水を供給するためにも、これ以上の民間業務委託を行わないこと。
- 5 すべての水道管の維持補修・耐震化を進めること。
- 6 高台・高層住宅建設地周辺地域等の水圧調査を行ない、水圧確保に努めること。
- 7 工業用水に関する契約水量の見直しを求め、余剰の利水権を市民向けに返還するよう国・県に要求すること。
- 8 新日鉄・ダイセル・日触等のトンあたり4円30銭という工業用水の特権的低料金を改め、使用量に応じた累進料金体系の確立を要求し、工業用水の反復利用率を高めて大企業の水の浪費をなくし、市民の上水道の水資源確保を図ること。
- 9 自己水源の確保のため、地下水源の調査を全市的に行うこと。

# 消 防 局

---

- 1 姫路市の防災体制を強化するため、常備消防力の強化を図ること。
- 2 消防職員の配置にあたっては、国基準を確保すること。とりわけ、化学的な専門職員の増員を図ること。
- 3 救急搬送体制の改善強化を図ること。
- 4 救急車の適正利用を図るため、市民啓発を推進すること。
- 5 県下有数の危険物集積地の震災対策を抜本的に見直すこと。
- 6 震災時の即応体制を確立するため消防力の充実に努めること。特に耐震性地下水槽の設置を計画的に進めること。
- 7 石油タンクの耐震基準の法改正にともなう改修については、早急を実施すること。
- 8 日本触媒の爆発事故の教訓を活かした消防業務を推進すること。

# 教 育 委 員 会

---

- 1 義務教育費の国庫負担制度を堅持し、国庫負担削減をやめるよう国に求めること。
- 2 憲法と子どもの権利条約に基づく民主教育を進めること。
- 3 改定された教育委員会制度のもとにあっても、引き続き、教育の自主性と政治的中立性を堅持すること。
- 4 過度な競争教育を見直し、子どもの発達を保障する教育環境を整えること。
- 5 全国学力テストの廃止を国に求め、結果については学校ごとの公表はしないこと。
- 6 内心の自由、思想信条の自由を奪う「日の丸」「君が代」の押しつけは絶対に行わないこと。
- 7 教科書の採択にあたっては、教員や保護者の意見を十分反映し、歴史的事実を歪曲したり、基本的人権より国家秩序を優先する教科書は今後とも採択しないこと。
- 8 人権擁護推進法の終結をふまえ、特定地区を優遇する人権教育推進事業や「校区人権教育」等を廃止すること。
- 9 教育行政の推進にあたっては、情報を十分公開し、現場・保護者・市民等の議論を保障し、納得と合意のうえ進めること。特に学校の統廃合の実施にあたっては、現場・保護者・地域住民の議論と合意に基づいて行うこと。
- 10 いじめ・体罰・不登校・学級崩壊等の深刻な状況から児童・生徒を守り、教員の多忙化を解消するために、以下のことを行うこと。
  - ① 三十人以下学級の早期実現を国・県に要求すること。
  - ② 当面、市の責任で小学校高学年及び中学校にも少人数学級実現のため、教員を加配すること。
  - ③ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの増配置を行い、相談体制を強化すること。

- ④ 体罰を許さない取り組みを強化すること。
  - ⑤ 民間のフリースクールにも必要な助成を行うこと。
- 11 不登校の子どもたちや、在日外国人などのための夜間中学校を開設すること。
- 12 格差と貧困から子どもを守るため、文科省の通知を尊重し、就学援助制度の改善・拡充を図ること。特に「新入学前準備金」については入学前に支給すること。
- 13 定期健康診断後の受診率低下の原因を明らかにし、受診率向上に努めること。
- 14 学級担任など恒常的な業務には、臨時職員ではなく正規職員を配置すること。また臨時教職員の待遇を改善すること。
- 15 希望者のいる学校に特別支援学級を設置すること。全ての特別支援学級・障害児に市費介助員を増員し、各学校に配置すること。またプール指導介助員の待遇改善を行うこと。
- 16 書写養護学校については、次の改善を図ること。
- ① 実態にあった教諭・介助員の増配置を行うこと。
  - ② 重度障害児がバス通学できるようにすること。
- 17 施設費・需用費・教材費を増額し、国基準を公表し、市独自でも基準を設定すること。
- 18 子どもたちの教育環境を整えるために、以下のことを早急に行うこと。
- ① 各校にエレベーター・スロープ等を設置し、学校のバリアフリー化を推進すること。特に障害児の在校する学校には早急に対応すること。
  - ② 全ての教室に空調設備の設置を進めること。
  - ③ 各階に男女別トイレを完備すること。
- 19 中学校部活動に対する公費負担の基準を引き上げ、保護者負担を軽減すること。
- 20 小学校給食は地産地消の自校方式を維持し、拠点化及び民間委託は行なわないこと。
- 21 子育て支援の観点から、小学校の給食の無料化にむけ、調査・検討を行うこと。

- 22 中学校給食においても地産地消を推進し、安全安心な全員給食を実施すること。
- 23 市立幼稚園については、全ての園で3年保育と完全給食を実施し、保育料については、急激な値上げは行わないこと。また、5歳児の幼児教育無償化を国に求めること。
- 24 「教職員の勤務時間適正化新対策プラン」に基づき、教員の多忙化の解消を図ること。
- 25 産業医の配置をはじめ、教職員の健康診断の科目を増やすなど健診内容の充実を図り、教職員が安心して働ける条件整備を行うこと。
- 26 教職員の病気療養にあたっては、児童・生徒の授業や学校運営に支障をきたさないよう病欠教職員の代替教職員をプール化し確保すること。
- 27 城郭研究センターは、姫路城を中心に、日本と世界の城閣の歴史と現状を研究・紹介する施設として独立させ、中央図書館は、広範囲の市民が気軽に利用できるよう市の中心部に移転し、先進的な機能を持ち、利便性の高い中央図書館として名実ともに充実させること。
- 28 中央図書館及び分館の機能を充実させ、図書購入費を増やし図書館司書などの専門職員の増員を行うこと。分館の職員を増員して一人配置をなくすこと。
- 29 花北図書館分館については、花北モールの建て替え計画にあわせて拡充すること。
- 30 小・中学校の学校司書を増配置し、子どもたちに良好な読書環境を整備すること。
- 31 国指定史跡である瓢塚古墳については、歴史的価値にふさわしい保存を計画的に進めること。
- 32 姫路市出身の大学生を対象にした給付型奨学金制度を創設すること。

## 選挙管理委員会事務局

---

- 1 投票場の個所数を維持するとともに、期日前投票の場所と日数について再検討し、拡充すること。
- 2 選挙の投票率をあげるため、積極的に啓発活動を行うこと。  
とりわけ、18歳・19歳の有権者に対しては、学校等の協力を得て啓発を行うこと。
- 3 複数の選挙が同時に行われる場合には、県の通達に基づき、期日前投票を含め、投票は選挙の種類毎に個別に行うこと。